

姫路市市民活動・協働推進指針

平成19年3月

姫 路 市

目 次

1	指針策定の目的	1
2	市民活動及び協働とは	1
(1)	定義について	1
①	市民活動の定義	1
②	協働の定義	3
(2)	市民活動支援及び協働の原則	3
(3)	市民活動及び協働に期待される効果	4
①	市民にとっての効果	4
②	市民活動団体にとっての効果	5
③	行政にとっての効果	5
3	市民活動及び協働の現状と課題	5
(1)	市民活動の現状	6
①	地縁系団体（自治会、婦人会等）	6
②	NPO、ボランティア団体	6
(2)	協働の現状	7
(3)	課題	7
①	相互理解についての課題	8
②	情報面の課題	8
③	事務所や活動拠点等の課題	8
④	人材面の課題	8
⑤	活動の継続性についての課題	9
⑥	協働システムの課題	9
4	市民活動・協働推進のための行政支援の基本的考え方	9
(1)	公共、公益活動に支援	9
(2)	自主性・自発性の尊重	9
(3)	協働事業の効果的活用	10
(4)	県・市の役割分担	10
5	市民活動・協働推進のための基本指針	11
(1)	基本指針1 相互理解が進む仕組みづくりを行います	11
①	市民活動への市民参加の促進	11
②	行政職員の研修の実施（協働意識の向上）	11
③	市民活動団体との意見交換会の設置の検討	11
④	市民活動団体の実態調査	11
(2)	基本指針2 情報の共有を進めます	12
①	情報の積極的な公開	12
②	情報の最適な提供方法の検討	12

(3) 基本指針3 市民活動等の拠点となる場の整備に努めます	13
① (仮称)市民活動サポートセンター設置の検討	13
② 公共施設利用の促進	13
(4) 基本方針4 担い手づくり(団体、人材育成)に努めます	14
① 学習機会等(研修会、セミナーの実施)の提供	14
② 市民活動アドバイザーの登録	14
(5) 基本指針5 市民活動支援機能の充実に努めます	15
① 相談窓口の充実	15
② 協働関係機関との連携強化	15
③ 財政的支援策の検討	15
(6) 基本指針6 民間相互の協働を推進します	15
① 地縁系団体とNPO法人等との協働	16
② 企業と市民活動団体との協働	16
③ 大学と市民活動団体との協働	16
(7) 基本指針7 行政との協働を推進します	17
① 提案型の協働事業の効果的な活用	17
② 既存委託事業等の見直しの実施	17
③ 協働マニュアル、協働事例集の作成	17
6 基本的指針の実現に向けて	18
(1) 市民意識の醸成	18
(2) 推進体制づくり	18
① 職員の意識改革	18
② 庁内体制の整備	18
(3) 事業計画の策定	18

資料編

資料1 「市民活動に関する市民意識調査」結果抜粋	19
資料2 協働の形態	21
資料3 用語説明等	22
資料4 姫路市市民活動推進懇話会の概要	24

1 指針策定の目的

今日の大きな社会情勢の変化に伴い、地域の抱える課題や市民ニーズも多様化してきました。こうした状況は、「公共」を行政が主体的に担うといった社会のあり方に変化をもたらし、行政のみならず、市民、NPO等の市民活動団体、企業などの多様な主体が、役割分担をしながら「公共」の領域をともに担っていかうとする「新しい公共」についての考え方も活発に議論されるようになってきました。

一方、本市では、これまで、自治会・婦人会をはじめとする地縁系の団体が中心となって、市民と行政の橋渡しの役割を担い、幅広い社会貢献活動に取り組んできました。そのうえ、近年では、各地域の特性を活かした地域発信の取り組みや活動も活発化しています。また、平成10年12月に「特定非営利活動促進法（NPO法）」が施行されて以来、本市に主たる事務所を置く特定非営利活動法人（NPO法人）が、約70誕生し、法人格を持たない団体も含め、今後、様々な市民活動を行う団体はさらに増加していくものと思われます。

これらの情勢を踏まえ、「市民一人ひとりが主役の市政」という基本的な考えのもと、市民参画と協働のまちづくりを進めていくためには、地域別、テーマ別に様々な形で地域課題に取り組むそれぞれの団体の強みを活用し、「新しい公共」の担い手として、さらに市民活動の推進に努めるとともに、本市独自の市民活動団体との協働のあり方も模索していく必要があります。

そこで、今回、「市民活動・協働推進指針」を策定し、市民活動や協働の推進についての基本的考え方を整理し、基本指針にその概要を示すことにより、参画と協働のまちづくりを進めていきます。

（指針策定の目的）

- (1) 市民活動及び協働の推進について基本的な考え方を明確にすること。
- (2) 市民活動団体と行政との協働を実現するための基本指針を明示すること。
- (3) 市民活動団体と行政との協働を推進するための事業計画の策定方針を提示すること。

2 市民活動及び協働とは

(1) 定義について

① 市民活動の定義

この指針の中でいう「市民活動」とは、市民（個人や団体を問わず、自立した主体となるもの）が、自主的、自発的な意思に基づき、かつ広く市民生活の向上を目的として行う非営利の公益的な活動を指し、本市で活発に行われている自治会や婦人会等が課題をもって行う地縁系組織による活動、自発的なボランティア活動や個人による公益的活動、さらにはグループ・団体などの任意組織による活動も「市民活動」に含むこととし、

具体的には次の要件を備えた活動が該当することとします。

ア 自主性、自発性

市民の自らの自由意思に基づいた自主的・自発的な活動であること。

イ 公開性

市民の誰に対しても開かれていること。

ウ 非営利

営利を目的としない活動であること。(非営利とは収益を上げてはならないという意味ではなく、収益が上がっても構成員に分配しないで、活動の目的達成のための費用に充てることをいいます。)

エ 公益性、社会性

不特定多数の市民や社会の利益増進に寄与するなど、公益性のある活動であること。

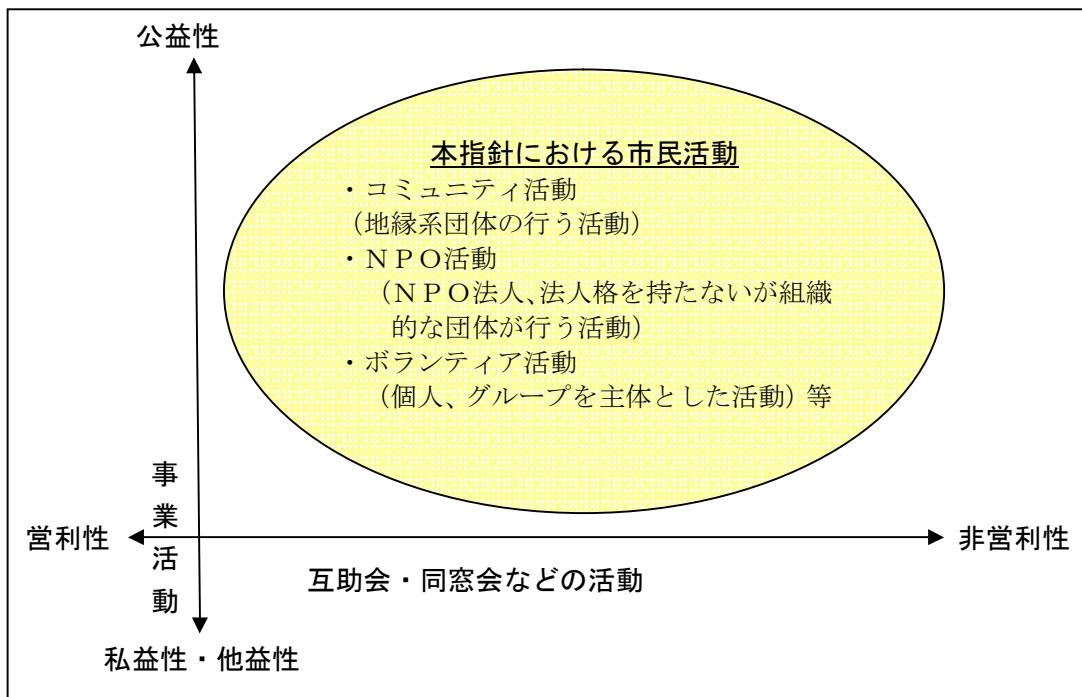
オ 継続性

継続的に行われる活動であること。

カ その他

宗教・政治活動を主たる目的としない活動であること。

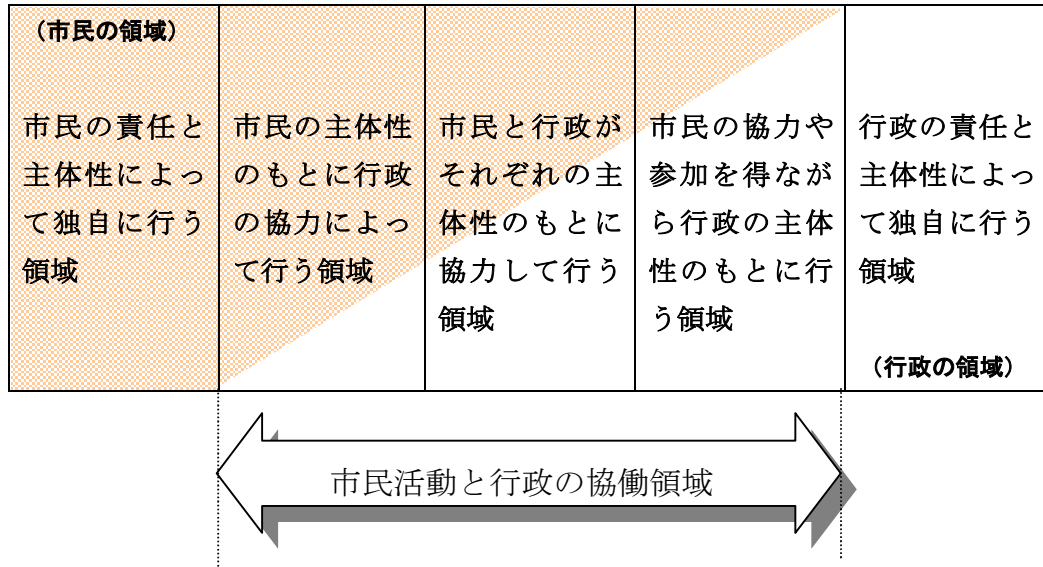
図1 市民活動の概念



② 協働の定義

「協働」とは、性格の異なる二つ以上の組織体（市民及び市民活動団体と行政）が対等な立場で、各々の社会的目的（使命）の実現や共通する課題の解決のために、それぞれの資源や能力等を持ち寄り、連携・協力していくことをいいます。

図2 市民活動と行政の協働の領域



註：平成11年3月横浜市市民活動推進検討委員会報告書より

(2) 市民活動支援及び協働の原則

行政と市民活動団体とは、公益の実現という共通点を持つものの、組織構成や行動原理等の異なるそれぞれ独立した団体です。活動支援や協働の効果を十分に発揮するためには、次のような基本原則に留意しなければならないと考えます。

表1 基本原則

区分	内容	市民活動支援の原則	協働の原則
目的・成果共有の原則	双方の目的に共通点があることで、初めて協働が成り立ちます。		◎
対等性確保の原則	市民活動団体を、単なる行政の下請け、委託先として位置づけるのではなく、ともに公益実現のために活動する対等な立場の組織として認識する必要があります。	○	◎
相互理解の原則	行政と市民活動団体の両者が特性や違いを理解し、短所を補い合い、長所を引き出しあって相乗的な効果を達成できるよう、十分に協議を重ね、適切な役割分担を図ることが不可欠です。	○	○

公共公益性の確保	公共性・公益性を保ったものでなければなりません。	◎	◎
活動の時限性	あらかじめ事業期間や達成目標など協働関係を解消する条件を決めておくことにより、なれ合いを防ぎ適度の緊張感を保つことが必要です。		○
情報公開の原則	均等な参入機会の確保、行政の説明責任の遂行や透明性の確保のため、市民活動団体と行政に関する情報が公開されていることが必要です。	◎	○
自主・自立尊重の原則	自ら意思決定し、自己責任で活躍する組織であることを踏まえ、行政は、その自主性を妨げないようにしなければなりません。	◎	◎
履行責任と行政の責務	協働事業を通して、行政のしくみや制度の問題点などに気づいた場合は、それを変革の機会ととらえ、積極的に改善に取り組む姿勢が必要です。		○

○は、該当項目。◎は、該当項目のうち重要なもの。

(3) 市民活動及び協働に期待される効果

① 市民にとっての効果

ア 公共的サービスの向上

行政と市民活動団体とが協働して公共的サービスを提供することにより、サービスの範囲の拡大及び質の向上が期待できます。

イ 市民活動への参加の拡大

市民活動のすそ野が広がり、市民活動が活性化すれば、市民が市民活動に参加する機会も拡大し、生きがいづくりや自己実現の場としての活用が期待されます。

ウ 市政への参画

市民活動団体からの日常的なサービスの享受や共感できる市民活動への参加を通じ、市民自らの社会参加意識が高まっていきます。さらに、協働への意識が醸成されれば、市民の福祉の向上につながっていきます。

② 市民活動団体にとっての効果

ア 社会的使命の効果的な実現

市民活動団体が自ら掲げる社会的使命を行政の資力や組織力等に利用することで、より効果的に実現することができます。

イ 活動の円滑化、組織・財政基盤の強化

信頼性の高い行政と協働することで、市民活動団体への社会的な理解や評価が高まり、活動しやすくなります。

ウ 公益実現の担い手としての成長

協働の積み重ねにより、市民活動の場や幅が広がり、新たな公益実現の担い手として成長していくことが期待されます。

③ 行政にとっての効果

ア 行政サービスの質の向上

NPOをはじめとする市民活動団体の先駆性、専門性等により、多様化する市民ニーズに合わせ従来の行政の枠を超えた、より質の高いサービスの提供が期待されます。

イ 行政システムの効率化

協働により、適切な役割分担がなされれば、従来、市が直接行ってきた事業の一部を市民活動団体に委ねることにより、市は、施策の立案や手法の検討等の役割に重点を置くことが可能となります。このほか、施策について、市民活動団体の特性等を活かした様々な提案をしてもらうことにより、行政システムの効率化が図られる可能性があります。

ウ 行政の体質改善

協働を通じ、市民活動団体の柔軟な発想や行動力に関し、市職員が刺激を受けることで、市職員の意識改革と資質向上につながります。

3 市民活動及び協働の現状と課題

市民、市民活動団体及び行政においては、市民活動や協働についての効果はそれぞれの立場からは理解していますが、さらに市民活動や協働を推進していくためには、様々な課題があります。

(1) 市民活動の現状

① 地縁系団体（自治会、婦人会等）

地縁系団体は、ある特定の地域を活動の範囲として、自治会などの住民組織を中心に他の地域団体（PTA、子ども会等）とが互いに連携しながら、地域課題などの解決など特定の目的を達成するための活動をしています。特に、近年では、地域振興を目指す自治会がNPO法人を設立したり、また、平成16年度から開始した地域夢プラン事業では、自治会を中心に実行委員会が組織され、地域の様々な団体、個人が地域特性に応じて参加し、地域資源をまちづくりに活かすなど、新たな取り組みを行う自治会が多く見られるようになりました。

平成16年12月に実施した「市民活動に関する市民意識調査」（資料1参照）の結果では、回答者の約58%が地縁系団体の活動に参加しており、全体の約78%は活動が必要と答えているなど、自治会などの地縁系団体はより身近な生活を支えていることがわかります。一方で、20、30歳代の若い層は参加に消極的な傾向もあり、独身層を含めた若い世代の参加の場づくりが必要ではないかと思われれます。また、全体の約40%は活動の充実を求めており、地域のニーズに応えた新たな活動が求められています。

※自治会の状況（平成18年4月現在）

・自治会数

地区連合自治会 72団体

町自治会 939団体

・加入率（自治会加入世帯／推計世帯数）

186, 210世帯÷ 197, 404世帯×100≒94.3%

② NPO、ボランティア団体

行政は、公平・公正を重んじるあまり、意思決定に時間を要したり、企業は、採算性を重視するため、取り組みが制約されがちであるのに対して、NPO法人やボランティア団体等は、比較的、素早く、柔軟に行動できるほか、行政や企業が対応しきれない分野において、先駆的な特性を活かして、様々なニーズに対応できる可能性があります。

「市民活動に関する市民意識調査」の結果からは、回答者の約24%はボランティア団体、NPOへの参加経験があり、若い層や学生も参加経験が多い傾向にあります。それらの層は、地縁系団体の活動には消極的ですが、関心のあるテーマについては積極的に参加している様子が見えます。参加者は、地縁系団体と異なり市内を含む広範囲で活動しています。現状の参加経験は回答者の約24%程度にとどまっていますが、全体の約55%程度が参加を希望しており、将来的に活動が広がっていく可能性もみられます。

※NPO、ボランティア団体の状況

- ・NPO法人数 71法人（平成18年10月5日現在）
- ・ボランティアセンター（姫路市社会福祉協議会）登録団体
171団体（平成18年12月1日現在）
- ・男女共同参画推進センター 登録団体
48団体（平成18年10月17日現在）
- ・国際交流センター 登録団体
32団体（平成18年8月15日現在）
- ・青少年センター 登録団体
165団体（平成18年12月6日現在）

(2) 協働の現状

本市においては、上記の団体以外にも、様々な形態により市民公益活動を行っている団体が存在し、実質的に地域課題の解決等に当たっている事例も多く見られます。

「市民活動に関する市民意識調査」の結果からは、地域の問題解決に向けた行政と市民のあり方に関しては、「行政だけでなく市民や地域が提案・協力」という回答が最も多く、また、回答者の約58%は行政との協働に対し前向きな考えを持っていることもうかがえます。さらに、市民活動推進のために必要と思うことに関しては、「情報の公開・提供」が最も多く、続いて「市民活動の拠点整備」、「市民参加の促進」、「相談窓口の設置」、「活動費の助成」といった回答となっており、市民活動への参加についての行政支援への方向性がうかがえます。

※本市の主な行政と市民活動団体との協働実績（平成17年度実績）

- ・委託 1件
- ・補助 17件
- ・企画立案への参画 2件
- ・共催、実行委員会 9件
- ・事業協力 9件
- ・その他、公共施設等の提供、公の施設の管理運営、後援、情報・意見交換、人材交流

（各協働形態の用語説明は資料2を参照。）

(3) 課題

市民活動団体が、自主性・自発性を保ち、継続的な活動を行っていくには、資金や人材などの活動基盤が脆弱な団体も多く、また、個々の団体の活動実績、業務遂行能力などにも大きな差があります。今後、行政と対等な関係のもとで協働を進めるためにも、活動基盤の強化が必要です。

一方、市民活動団体にとっては、行政内部からの情報の提供が不十分であるための理解不足から、協働のきっかけがつかめないのが一般的な状況といわれています。また、市民活動に対する市民の理解も十分とはいえない状況です。

① 相互理解についての課題

行政と市民活動団体の間には、協働事業に対する共通理解や情報の共有化が不可欠です。このため、市民活動団体との協働に係るマニュアルの作成といった、それぞれの主体の相互理解のための取り組み等が必要です。特に、行政内部においては全庁的に協働を推進していく組織や仕組みづくりも課題となっています。

また、主に地域における公益の実現を活動目的としている地縁系団体と地域性にこだわらない社会的課題を解決することによって公益を実現するNPO法人等は、ともに活動内容を補完できることも多く、お互いの長をを活かす事によりさらに相乗効果が高まる場合が多いと思われるため、双方の立場を尊重し合いながら協働の関係を築くことが重要となります。このため、行政においても双方の協働関係を築くための取り組みを積極的に行っていくことが大きな課題となります。

② 情報面の課題

市民活動の特性には、専門性、先駆性、即応性などがあげられますが、その専門性を維持し、社会や環境の変化に対応していくためには、常に鮮度の高い情報を収集する能力が求められます。また、市民活動団体が社会的認知（信頼）を得て、人材的な課題を解消し、団体の公開性や透明性を確立するためには、自分たちの活動をいかに広く周知していくかが大きな課題となります。しかし、市民活動に参加したいという市民にとっても大切であるものの団体単独では限界があるため、一元的に情報の受発信を行う等の仕組みが必要と考えられます。

③ 事務所や活動拠点等の課題

市民活動団体の事務所や活動の場所は、団体代表者の自宅を兼ねている場合が多いため、活動が活発になれば、打ち合わせや会議、作業スペース、他の団体や市民との交流の場も必要となります。

④ 人材面の課題

市民活動団体の中には、新規に会員を集めることが困難であること、会員の高齢化が進んでいること、運営スタッフが不足しており特定の者に責任・作業が集中すること等の課題が指摘されています。これらは、自発性が原則である市民活動団体にとって大きな課題です。そのため、これまで以上に、団体間の連携や団体情報の発信、ボランティア育成講座の充実などが必要となります。

⑤ 活動の継続性についての課題

市民活動団体の多くは、他の公益法人や企業等と比較すると財政的事情やスタッフ等の団体規模が小さく、活動内容に力点を置く余り活動基盤となる団体の維持に不安を抱えている場合が少なくありません。市民に安定的なサービスを提供する上からも、活動の継続性を担保する必要があります。

⑥ 協働システムの課題

本市は、協働事業の導入がまだ十分とは言えず、協働事業に対する情報や市民活動団体の実態把握も十分ではありません。また、協働を行う場合、一定のルールがないと特定の市民活動団体との関係に偏ったり、役割分担が不明確になる危険性があります。このため、協働に向けた情報収集やシステムづくりが必要です。

4 市民活動・協働推進のための行政支援の基本的考え方

市民活動団体が、活動基盤を強化し、事業遂行能力が向上すれば協働の相手先となっていくように、市民活動の推進と協働の推進とは切り離せない関係にあります。そのため、市民活動団体の独自性を十分に確保するとともに、市民活動団体の数的拡大や質の向上を図るための支援施策について考えていく必要があります。また、支援することにより、自治・分権の担い手となる新たなセクターの成長、行政自身の自己改革（意識改革）につながるといった効果も期待されます。このような観点から、市民活動と協働推進の基本的な支援の考え方を次のように設定しました。

(1) 公共、公益活動に支援

行政が支援を行う場合は、公共、公益活動と認められる分野でなければなりません。

(2) 自主性・自発性の尊重

行政からの直接的な活動資金の助成は、行政依存につながり、市民活動団体としての特性を活かせなくなる可能性があることから、自主性や自発性を尊重することが大切です。また、市民活動団体の量的拡大を図るからといって、全ての団体に助成することは事実上不可能であり、一部の団体に助成することは、公平性の観点から問題もあります。そのため、市民活動団体が活動しやすい環境を整える等、間接支援を中心としながら、団体が市民に対して提供するサービスが安定的に行われるよう、活動の継続性を重視した支援を行っていきます。

(3) 協働事業の効果的活用

公共、公益的な事業のうち、これまで行政が取り組んだことのない先駆的な事業で、市民活動団体が、そのノウハウを活かすことのできるような事業を協働事業として実施しようとする場合は、市民サービス向上の観点から積極的に支援を行います。また、協働事業を効率的、効果的に活用することは、結果として市民活動団体の支援にもつながっていきます。

(4) 県・市の役割分担

兵庫県は、県民の参画と協働の推進に関する条例を制定し、地域団体や、NPO法人をはじめ市民活動団体等に対する支援を様々な形で行っています。そこで、県との役割を考慮し、広域性が高く県内で共通に取り組むべき地域課題や行政需要への対応に対する支援は、県が中心となって実施し、姫路市においては、本市の持つ課題の解決を行う市民活動や協働事業に対して支援していきます。

5 市民活動・協働推進のための基本指針

(1) **基本指針 1 相互理解が進む仕組みづくりを行います**

市民活動団体といってもその形態や活動領域は多種多様であり、また、関係する行政側の担当部局等が複数にわたることもあります。そこで、市民活動団体と行政との協働関係を構築するためには、お互いの考え方の違いや組織の特徴をそれぞれがより一層理解する必要があります。そのため、**相互理解が進む仕組みづくりを行います。**

① 市民活動への市民参加の促進

市民活動に対する市民等の理解を深めるため、行政と市民活動団体が協力しあって、啓発事業を行うとともに、同時に市民活動に職員を含む多くの市民が積極的に参加できるような取り組みを行っていきます。特に、これから市民活動をはじめたいという人の相談や市民の市民活動への参加を促すような仕組みづくりを検討するほか、将来的な市民活動への参加につながるよう、子どもへの啓発などについても検討していきます。

② 行政職員の協働意識の向上

特定部局の担当者に偏ることなく全庁的に協働を推進する体制づくりを進めるため、職員の市民活動等への参加を促進するだけでなく、職員への協働等に関する研修を実施していきます。例えば、初任者対象、管理職対象など階層別の研修や、NPOをはじめとする市民活動団体との協働を担当する職員を対象とした研修などを充実させるとともに、全職員を対象とした研修を実施することで職員に対する一層の啓発を図ります。

③ 市民活動団体との意見交換会の設置の検討

市民活動団体と行政が相互理解を深め、さらなる協働への可能性を探るため、協働等の意見を交換する場の常設を検討します。また、意見交換会には、公募や既存の連絡会議等を活用することも、あわせて検討していきます。

④ 市民活動団体の実態調査

市内の市民活動団体の実態調査に努めます。これまで、行政側の担当部局毎に、登録制度や業務上で把握していた市民活動団体について、一括して、実態の把握に努めます。また、その情報を、市民活動団体と協力し、市民や行政との相互理解を進める基礎資料として活用します。

(2) **基本指針 2 情報の共有を進めます**

市民活動を活性化させるためには、市民活動関係の様々な情報や行政に関する情報を市民、市民活動団体及び行政が共有することが大切です。そのため、行政は自ら積極的に情報の提供に努めていくとともに、市民、市民活動団体、行政間の情報の交換を行うなどの**情報の共有を進めます**。

① **情報の積極的な公開**

市が、市民活動の情報収集の仕組みづくりに努めるとともに、情報を様々な広報媒体を活用し、積極的に提供していきます。また、市民活動団体からの提案に対して、行政内部の協議のプロセス等も十分に説明し、市民活動団体との信頼関係の構築につながる仕組みづくりについても検討していきます。

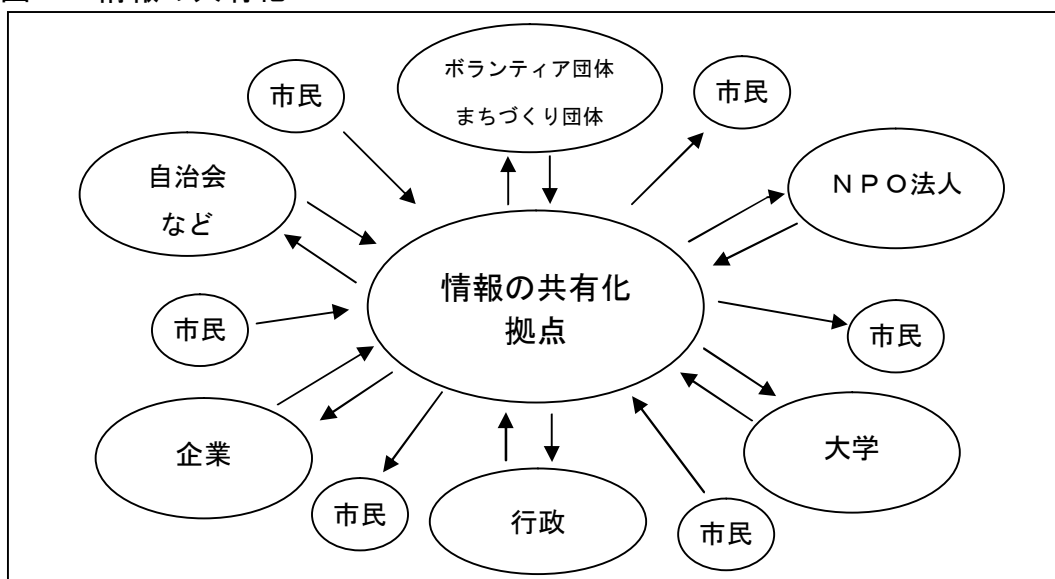
② **情報の最適な提供方法の検討**

市民活動に関する情報の共有化を進めるため、インターネットやメール等の電子媒体等を効果的に活用するとともに、情報の共有化拠点の整備を検討し、下記の例のような市民活動の推進に必要な情報の提供に努めます。特に、行政が自ら積極的に情報の提供に努めていくだけでなく、市民活動団体も自ら主体的に情報が提供できるとともに、市民も自由に市民活動情報等を得ることのできる仕組みづくりを検討します。

※ 各セクターに必要な情報例

- ア 市民 市民活動に参加するきっかけとなるための情報等
- イ 市民活動団体 行政情報や他の市民活動団体に関する情報等
- ウ 行政 協働の相手方となる市民活動団体の情報等

図3 情報の共有化



(3) **基本指針 3 市民活動等の拠点となる場の整備に努めます**

市民活動の普及と参加促進、情報の共有化、人材の育成など、市民活動への支援施策を総合的に実施するとともに、市民活動団体と市民、市民活動団体間の交流をさらに深めることができるような活動の場の整備が必要です。そこで、**市民活動等の拠点となる場の整備に努めます。**

① **（仮称）市民活動サポートセンター設置の検討**

市民活動を促進する環境づくりの一環として、市民活動団体を育成し、その活動をさらに発展させるための活動拠点施設を整備することが重要です。そこで、総合的な情報発信、人材育成のための場、また、市民や市民活動団体等の交流、連携の場となる拠点施設として「（仮称）市民活動サポートセンター」の整備について検討していきます。

② **公共施設利用の促進**

市民活動の活性化を図るためには、公共施設の活用が効果的です。しかしながら、既存の公共施設は、特定の目的で設置されたものが多く、活動分野が異なる団体は利用できないことがあります。このような状況を解消し、市立公民館等の公共施設の活用を進めることも市民活動への支援になると考えています。そこで、市内の公共施設等の利用促進策を公共性・公益性に照らし、次のことを検討していきます。

ア 市民活動団体の登録

これまでは、市民活動団体等が公共施設を利用しやすくするために、各所管部局で登録制度を設け、施設使用料の減免の措置等を行っていますが、市民活動団体の確認に手間取るなど市民活動団体の把握面で課題があります。各所管部局で行われている登録の一元的な管理など市民活動団体の登録制について検討していきます。

イ 市民活動支援施設のネットワーク化

市民活動を支援するためには、市内や県内の支援施設の情報が必要不可欠となります。とりわけ、姫路市は合併により市域が拡大したため、例えば（仮称）市民活動サポートセンターといった拠点を核にして、各地域にある様々な市民活動に利用できる施設とのネットワークを構築していくことが重要です。特に、ネットワークの構築には、公共施設だけではなく、民間施設の利用も視野に入れて検討していきます。

(4) **基本方針4 担い手づくり（団体、人材育成）に努めます**

市民活動を活性化し、継続していくためには、市民活動を担っていく人材の育成や、将来的に市民活動を支えていく人材の確保が重要となります。そのため、市民活動団体が主体となって、各団体のリーダーの養成、広報、経理などの専門的な人材を育てる研修を計画的に実施できるよう、行政として、専門家の登録や紹介、また、学習機会の提供などを行うことにより、市民活動を支える**担い手づくり（団体、人材育成）に努めます**。

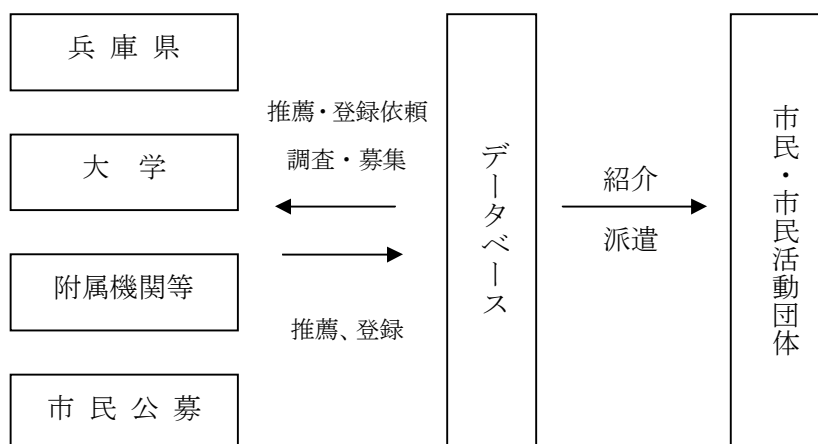
① **学習機会等（研修会、セミナーの実施）の提供**

市民活動団体が、自立して活動を継続するうえで必要となる基礎的な運営能力が身につくような研修や、人材確保の観点から、市民活動のすそ野を拡大し、市民の市民活動意欲や協働意識の高揚につながるような研修を市において兵庫県や中間支援組織と協力しながら提供していきます。また、市民が協働について学ぶ機会を積極的に提供するため、現在実施している市政出前講座のメニューの中に協働関係講座を設ける等、市民が自由に参加できる「協働公開講座」の開講を検討します。

② **市民活動アドバイザーの登録**

市民活動団体と市民活動団体、市民活動団体と行政、市民活動団体と市民（企業を含む。）の連携や、市民活動団体の運営やマネジメントに関する助言、協働事業のコーディネートも行う市民活動アドバイザーを育成します。また、アドバイザーの市民活動団体への派遣制度についても検討していきます。

図4 市民活動アドバイザー登録のイメージ



(5) **基本指針 5 市民活動支援機能の充実を図ります**

市民活動を活性化し、市民活動団体と行政との協働を推進するためには、双方でより実効性を高めるための仕組みづくりが必要となりますが、その前に、行政として、まず、市民活動団体が活動を行いやすいよう、相談窓口の設置など、**市民活動支援機能の充実を図ります。**

① 相談窓口の充実

市民活動団体に対し行政組織や各所属の業務内容、協働事業に関する情報提供を行うこと、また、市民活動団体からの協働に関する相談に応じる役割を持った窓口を設置することで、協働事業の一層の推進を図ります。ただし、総合窓口等の設置は、(仮称)市民活動サポートセンターの設置との関係も含め、内容を総合的に検討する必要があります。

② 協働関係機関との連携強化

市民活動を推進するための施策を展開していく上では、国や兵庫県だけではなく、ひょうごボランティアプラザや姫路市社会福祉協議会等との情報交換、また、大学・研究機関等関係機関との十分な連携や協力が重要であるため、その体制の構築を図っていきます。

③ 財政的支援策の検討

市民活動団体への財政的支援を行政が直接行うには、公平性等を重視する観点から一定の限界があります。そのため、市民活動を推進し、地域社会を活性化していくには、市民、企業などの民間と行政が協力し、財政的に市民活動団体を支える仕組みづくりが必要です。そこで、基金の創設等、他都市の事例も調査研究し、財政的支援策について検討していきます。

(6) **基本指針 6 民間相互の協働を推進します**

市民個人や市民活動団体だけではなく、企業もまた地域社会を構成する市民であり、企業がまちづくりにおいて果たす役割には大きなものがあります。最近では、こうした「企業市民」の認識に基づいて、企業の地域貢献活動が盛んに行われるようになってきました。また、大学においても、専門的な立場から、地域貢献に対し、様々な活動が行われています。そこで、これら活動や取り組みが活発に行えるよう、市民と企業、市民と大学、また、異なる市民活動団体相互の交流の場の設置や、市民活動に関する団体の情報やニーズの企業への提供など、**民間相互の協働を推進します。**

① 地縁系団体とNPO法人等との協働

自治会をはじめとする地縁系の団体は、地域内の住民と協力し、連帯を深めながら、コミュニティを形成し、地域課題の解決にあたっています。また、それぞれの地域内にも、NPO法人やボランティア団体が特定目的やテーマをもって活動を行い、地域課題解決にあたることも少なくありません。そのため、地域課題の内容によっては、例えば、自治会とNPO法人がそれぞれの特性を活かし、協働を実現することによって、より効果的に課題を解決できるばかりか、さらに良好な地域コミュニティの形成につながる可能性があります。そこで、市として、こうした協働事業を創出するため、交流の場の設置等の支援策を検討していきます。

② 企業と市民活動団体との協働

企業が社会貢献活動の一環として市民活動団体を支援するだけでなく、市民活動団体と企業が互いの持ち味を生かしながら協力・連携し、新しい課題に協働して取り組む気運が高まっています。特に、営利、非営利という異なる分野で活動してきた企業と市民活動団体が、資金や人材などの資源を持ち寄ってプロジェクトを企画、実行することは、企業にとっては新たな産業やマーケットの創出をもたらし、市民活動団体にとっては事業の専門性を高めるなどのメリットがあります。そこで、市として、企業の支援情報の集約し市民活動団体に提供するとともに、市民活動に関する団体の情報やニーズを企業に提供するなどの支援策を検討していきます。

③ 大学と市民活動団体との協働

ア 大学との連携

産学官の連携の必要性が叫ばれるなかで、行政のみならず、企業や大学から市民活動に関しては様々な協働提案が行われはじめています。特に、市民活動の内容によっては、現場で高い専門性を要求されることも多く、企業や大学の保有する知識を活用できることは、市民活動の活性化にも重要になってきています。このため、市として、市内の大学との情報交換や先進事例の情報収集、発信等の支援策を検討していきます。

イ 学生ボランティアの参加促進

最近では、大学生によるボランティア活動が活発化しています。また、大学生が、社会における様々な課題に対する認識を広げ、その解決に向けて市民活動やボランティア活動に参加することは、市民活動を支える人々のすそ野を広げるだけでなく、大学生の社会参加や自立にもつながります。そこで、市としては、大学と連携し、地域のボランティア受入団体と大学生とのマッチング等について検討していきます。

(7) **基本指針 7 行政との協働を推進します**

協働を通して、地域社会の課題に市民と行政とが共に取り組み、市民や市民活動団体の持つマンパワーやノウハウを、直接行政サービスに生かすことで、サービスの領域の広がりや質の向上にもつながります。そのため、積極的に**行政との協働を推進します**。

① **提案型の協働事業の効果的な活用**

行政による市民活動団体への直接的な財政支援は市民活動の活性化を促しますが、安易な支援は、行政への依存体質の助長、行政による不当な干渉、公正性を欠いた予算の執行につながるおそれがあります。そのため、市民活動団体を支援する場合には、市民活動団体の自律性を損ねないような配慮や、支援措置の公正性・透明性の確保といったことが十分検討されなければならない等、財政支援には、一定の限界があります。このような状況の中、平成18年度からパイロット事業として開始した「提案型協働事業」を効果的に活用することにより、それらの課題を整理しつつ、協働が進展していく可能性があると考えています。

② **既存委託事業等の見直しの実施**

市民活動団体の特性等を活かせる業務を、現在、企業等に委託している業務の中から洗い出し、委託の発注方法を見直すなど、NPO法人をはじめとする市民活動団体の参入も可能となるよう検討していきます。

表2 NPO法人等が多く実施している委託業務事例

種 別	内 容	事 例
定型的業務	定型的、または大量に発生する業務で、委託により行政運営の効率化や経費節減などが期待できるもの	各種アンケート調査 統計調査 窓口サービス
専門的業務	高度で専門的な技術や知識を必要とする業務でNPO法人等の能力を活用した方が効率的なもの	技術指導・相談業務 調査研究・分析・検査 情報化関連業務
企画運営業務	NPO法人等の企画やノウハウを活用することで、より効果的な運営が期待できるもの	イベント企画運営業務、研修、講座等開催業務、計画・構想策定業務、広報業務
施設の管理運営業務	NPO法人等への委託により弾力的・効率的な運営が期待できるもの	公の施設の管理運営業務

③ **協働マニュアル、協働事例集の作成**

市の各部局において、円滑に協働事業が推進されるよう、具体的に協働事業を実施する場合の留意点や、提案型協働事業を実践するためのスキームなどを盛り込んだ作業マニュアルを策定します。

6 基本的指針の実現に向けて

この基本的指針を着実に実行していくためには、次のことに留意しながら、今後、より具体的な取り組みを行っていくことが不可欠です。

(1) 市民意識の醸成

市民と行政が、協働のまちづくりを実現するためには、市民も社会の構成員であるという自覚と責任を持つとともに、市民一人ひとりが市政の主役として、自分たちのまちは自分たちの力で良くしていくという意識を持つことも大切です。そのため、市民活動の重要性や協働のまちづくりに対する市民意識の醸成に努めます。

(2) 推進体制づくり

① 職員の意識改革

市民と行政が、協働のまちづくりを実現するためには、市の職員も公共サービスの提供は行政のみが行うのではなく、市民活動団体等との協働により、それぞれの特性を活かした役割分担の中で行うことが効果的であるという基本的な考え方を十分に理解する必要があります。そのため、職員が、市民活動の特性や協働の原則等を正しく理解するなどの意識改革を進めます。

② 庁内体制の整備

全庁的に市民活動や協働の推進を図るため、庁内に横断的な推進組織の設置に努めるとともに、各担当課に「(仮称)協働推進員」を設置すること等についても検討します。

(3) 事業計画の策定

市民と行政が協働のまちづくりを実現し、基本的指針の実効性を高めていくために、基本的指針に基づき、事業の優先順位や重要性を考慮し年次計画を記した具体的な事業計画を策定していきます。

資料編

資料1 「市民活動に関する市民意識調査」

1 調査の概要

(1) 調査の目的

姫路市では「市民一人ひとりが主役の市政」を基本とした全員参加のまちづくりを進めています。今後の市民参加のあり方を検討する上での基礎データを得ることを目的として調査を実施しました。

(2) 調査対象者

姫路市に在住する20歳以上の市民について、住民基本台帳と外国人登録原票から、男女別・各年齢階層別・各地区別の人口比率配分で抽出（層化無作為抽出法）した5,000人を調査対象者としました。

(3) 調査方法

調査票の配布・回収ともに郵送法としました。また、回答期間内にお願い葉書を郵送し、回収率の向上を図りました。

(4) 調査の期間

平成16年12月14日（火）～28日（火）

(5) 回収状況等

表 回答者と市民全体の比較（性別×年齢）

単位：人、%

		全体	20歳代 未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代 以上	不明
回答者	合計	2,500	-	256	375	362	508	507	310	110	72
		100.0	-	10.2	15.0	14.5	20.3	20.3	12.4	4.4	2.9
	男	1,005	-	109	150	144	196	229	137	36	4
		100.0	-	10.8	14.9	14.3	19.5	22.8	13.6	3.6	0.4
女	1,323	-	146	221	212	292	260	128	61	3	
	100.0	-	11.0	16.7	16.0	22.1	19.7	9.7	4.6	0.2	
不明	172	-	1	4	6	20	18	45	13	65	
	100.0	-	0.6	2.3	3.5	11.6	10.5	26.2	7.6	37.8	
市民全体 H16.9	合計	477,680	101,816	60,845	73,093	56,405	68,243	59,302	39,030	18,946	-
		100.0	21.3	12.7	15.3	11.8	14.3	12.4	8.2	4.0	-
	男	231,295	52,091	30,447	36,293	28,143	33,455	28,306	16,947	5,613	-
		100	22.5	13.2	15.7	12.2	14.5	12.2	7.3	2.4	-
女	246,385	49,725	30,398	36,800	28,262	34,788	30,996	22,083	13,333	-	
	100	20.2	12.3	14.9	11.5	14.1	12.6	9.0	5.4	-	

2 調査結果

地域団体、ボランティア団体・NPOについての回答（比較）関係部分を抜粋しています。

項目	地域団体	ボランティア団体・NPO
①参加状況 性別 年齢別 職業 活動範囲	○約 58%が参加 ○男性も積極的に参加 ○20、30 歳代は活動に消極的 ○「自営業」、「パート」、「家事専業」の参加者が多い ○身近な地域の活動が予想される	●約 24%が参加、約 55%が参加希望 ●女性の方が若干参加経験が高い ●20 歳代でも参加経験がある ●「自営業」、「家事専業」に加えて「学生」も参加経験がある ●約 35%は市内を含む広範囲
②参加分野	○1位「祭りなどのイベント」 2位「環境美化・環境学習」 ○若い層は「スポーツ・レクリエーション」、中高年層は「防犯・防災・交通安全」	●1位「環境美化・環境学習」 2位「福祉活動」 ●女性は「福祉活動」の分野が高い
③参加しない理由	○「参加する時間がない」が最も多い ○50、60 歳代では「特定の人を中心に参加しづらい」も	●「参加する時間がない」が最も多い ●高齢層、若い層などからは「参加機会に恵まれない」も
④参加希望 参加希望分野	—	●約 55%が参加を希望 ●「福祉活動」、「環境美化・環境学習」への参加を希望。女性は「福祉活動」を、若い層は「スポーツ・レクリエーション」に参加したい
⑤活動の必要性	○約 78%が活動は必要 ○男性に「大いに必要」が多い ○20、30 歳代は活動に消極的	—
⑥今後のあるべき姿	○約 40%は活動充実を求めている ○男性及び 50～70 歳代が活動充実を求めている	—
⑦今後期待する分野	○1位「防犯・防災・交通安全」 2位「環境美化・環境学習」 3位「福祉活動」 ○女性は「福祉活動」を重視 ○「防犯・防災・交通安全」は世代を超えた分野	●1位「福祉活動」 2位「防犯・防災・交通安全」 3位「環境美化・環境学習」 ●女性は「福祉活動」に期待 ●「福祉活動」「防犯・防災・交通安全」は世代を超えた分野
⑧地域団体とボランティア・NPOの役割分担	・「地域団体、ボランティア・NPOがお互いに協力する」が約 64% ・若い層ほど「お互いに協力する」が多い	
⑨市民活動推進のために重要なこと	・「まちづくり情報の公開・提供」が最も多く、「市民活動の拠点整備」、「市民参加の促進」、「相談窓口の設置」、「活動費の助成」が続いている。	
⑩地域問題解決のために行政と市民のあり方	・「行政だけではなく市民・地域が提案協力」が約 58%と最も多い。 ・「行政ができないことは市民も協力」、「家庭や地域が助け合い、できない時は行政」がそれぞれ 15%前後で続いている。	

資料2 協働の形態

協働事業を行う場合、どのような協働形態が最も効果的であるかという検討が必要となります、主な協働の形態と内容及び留意点は次のとおりです。

形態	内容及び留意点
委託	行政自らが実施するよりも他の主体が実施した方がより大きな効果が得られると思われる場合に実施するもの。市民活動団体への委託は、行政にはない発想や専門性を期待することにあるので、単なる下請けではなく、対等なパートナーとして位置づける必要があります。
補助	本来民間が実施している事業について、一定の公益性が認められる場合に申請に基づき行政がその経費の一部を助成するもの。補助の決定に公平・公正を伴わないと特定の団体への資金援助にもなりかねず、選定には慎重な姿勢が求められます。
企画立案への参画	行政が事業を企画立案する段階で、市民活動団体からの意見や提案を受け、行政の事業に市民活動団体の特性や能力を活かすもの。各種審議会や委員会、懇談会等継続的に市民活動団体のメンバーの参加を求めたり、市民活動団体から政策や事業提案を求めたりすること等が考えられます。
共催、実行委員会	それぞれが主催者となって共同で一つの事業を行う形態。事業の企画段階から情報を積極的に交換しあい、全ての主体が対等な立場で事業執行にあたり、事業目標の共有化に努める必要があります。
事業協力	共催や実行委員会以外の形態で、協定書等を締結することにより、一定期間、継続的な関係のもとで事業を協力して行う形態。双方の特性や得意分野を活かすことで、協働にふさわしい事業が期待できます。
公共施設等の提供	会議室の貸し出し、事務所の提供など市民活動団体が活動する場所の提供のこと。既存の公共施設等を提供することで、市民活動団体の活動を活性化できる可能性があります。
公の施設の管理運営	地方自治法の改正に伴って制度化された「指定管理者制度」によって公の施設の管理運営を全面的に行政の代行として市民活動団体や企業が行うこと。民間のノウハウの活用によりサービスの向上、経費の節減の効果が期待されます。
後援	市民活動団体が行う事業で、行政にとってもその実施目的が合致する場合、行政が市民活動団体の事業に対してバックアップ（後ろ盾）を行うもの。
情報交換、意見交換、人材交流	行政と市民活動団体とが持っている情報やノウハウを提供しあうこと。意見交換の場の設定、フォーラムやワークショップの開催、人材交流等が考えられます。

資料3 用語説明等

1 NPO法

正式には「特定非営利活動促進法」といい、平成10年3月19日に成立、同年12月1日に施行されました。内容は、「一定の要件を満たす市民活動を行う民間の非営利団体に、簡易かつ迅速に法人格を付与して、その活動を支援する」というものです。この法律は民法34条（公益法人）の特別法として位置づけられ、法人の設立の方法は、「認証」という方法を採用しています。認証とは、法律に定められた要件を満たしていれば県は法人の設立を認めなければならない、許可主義と準則主義の中間的な制度です。

2 NPO

NPO（Non Profit Organization）は直訳すると「非営利組織」、一般的には「営利を目的としない民間組織」の総称です。広義では、社団法人や財団法人等の公益法人、協同組合・生活協同組合等の共益法人、さらに自治会等の地縁系団体や同窓会等も含まれ、狭義では、NPO法人や任意のボランティア団体等を指します。

3 非営利

活動団体に集めた会費や寄付金、活動に対する対価等の利益を、営利を目的とする企業等のように団体の構成員に分配しないことを意味します。活動資金の足しにするため、社会貢献活動以外の収益事業を行っても、そこから得た利益を社会貢献活動を行うための財源に充てるならば、営利を目的としない団体、いわゆる非営利団体といえます。

4 地縁系団体

「地縁系団体」は、自治会や婦人会等の団体を指し、その役割の差こそあれ地域社会の基盤をなしています。その活動内容は、ごみ分別収集、自主防災活動、人権啓発など行政の補完的な役割から、住みよい地域を形成していくための自主的な活動に至るまで、主に地域における公益実現を目的とした幅広い活動の主体となっています。

5 ボランティアとNPO

一般にボランティアは「個人が自発的に行う善意の活動」といえ、その個人が集まり、活動も定例化し、名簿を作り、会則があり、代表者も決定し、事務局機能も整備され、活動内容が営利を目的としない社会貢献活動ならば、それはNPOであるといえます。個人の自発性を重視するボランティア活動であっても、組織的かつスムーズに進めていくことが活動の継続のためには重要であり、NPO法人は、ボランティア団体が法人格を取得しようとする際の有力な選択肢の一つといえます。

6 地域夢プラン事業

中学校区（35校区）を単位に、地域住民が中心となって、歴史・文化・自然等の地域資源を改めて見直し、それら地域資源を活かした地域の魅力を改めて見直し、それら地域資源を活かした地域の魅力を高めるためのプラン（地域夢プラン）を策定し、そのプランに基づくソフト事業を実施するものです。市民参加による活力ある住みよいまちづくりを進めることを目的に、平成16年度から実施しています。

7 中間支援組織

中間支援組織は、英語ではインターメディアリーと言い「仲介人」「媒介」といった意味を持ちます。資金、人材、情報などの資源提供者と市民活動団体を仲介し、団体育成に関わる一方、行政、企業、個人などの資源提供者向けにサービスする場合があります。内閣府では、中間支援組織を「多元社会における共生と協働という目標に向かって、地域社会と市民活動団体の変化やニーズを把握し、人材、資金、情報などの資源提供者と市民活動団体の仲立ちをしたり、また、広義の意味では各種サービスの需要と供給をコーディネートする組織」と定義しています。

8 協働と支援

協働とは、ある共通の目的を達成するために、行政と市民活動団体が、政策目的を共有して企画立案から遂行まで協力して事業に取り組むことです。一方、支援は市民活動団体が活動しやすくするための様々な施策を指しますが、行政が実施する支援事業の中には、行政と課題や目的を同じにするものがあり、それについては、協働事業といえるでしょう。（協働の形態参照）

9 ひょうごボランティアプラザ

成熟した市民社会に向け、ボランティア活動の全県的支援拠点として、兵庫県が設置したもので、平成14年6月にオープン。兵庫県社会福祉協議会が運営受託し、NPOをはじめとする市民活動団体やボランティア団体等の各種支援事業を実施しています。

10 提案型協働事業

市民活動団体の特性を活かした市民サービスを行うため、社会的、地域的な課題解決に取り組む市民活動団体から提案された協働事業について、公益性や実効性等について公開審査を行い、採用された事業について補助金を交付する制度です。

資料4 姫路市市民活動推進懇話会の概要

■ 名簿

	氏名	役職
会長	中元孝迪	姫路獨協大学副学長
副会長（専門部会長）	新川達郎	同志社大学総合政策科学研究科長
委員（専門部会員）	糟谷佐紀	神戸学院大学総合リハビリテーション学部講師
委員（専門部会員）	藤本真里	兵庫県立大学自然・環境科学研究所助手
委員	岩成孝	姫路市連合自治会長
委員	前嶋節子	姫路市連合婦人会長
委員	山崎陽介	姫路市議会厚生委員会委員長
委員（専門部会員）	岡田兼明	姫路商工会議所常議員
委員	前川裕司	姫路市NPO法人連絡協議会長
委員	玉田恵美	公募
委員	福井正人	公募

■ 検討経緯

【懇話会】

- 第1回 平成18年7月5日（水） 15:00～ 姫路市役所 第3会議室
姫路市の市民活動の概要について、提案型協働事業について
- 第2回 平成18年8月31日（木） 13:30～ 姫路市役所 第5会議室
市民活動推進指針の方向性について
- 第3回 平成18年11月15日（水） 15:30～ イーグレひめじ 第1会議室
市民活動推進指針の掲載項目について
- 第4回 平成18年12月16日（土） 14:00～ イーグレひめじ 第1会議室
市民活動・協働推進指針の掲載内容について
- 第5回 平成19年3月10日（土） 14:00～ 市民会館 第1会議室
市民活動・協働推進指針について（最終案）

【専門部会】

- 第1回 平成18年8月5日（土） 10:00～ イーグレひめじ 第3会議室
市民活動の課題等について、提案型協働事業について
- 第2回 平成18年8月31日（木） 15:30～ 姫路市役所 第5会議室
市民活動推進指針の方向性について
- 第3回 平成18年10月29日（日） 13:30～ じばさんびる 501会議室
提案型協働事業「企画提案会」（第2次審査）